

第1日

平成23年2月25日（金）

午前10時零分開会

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより平成23年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から3月17日までの21日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの21日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

17番井本五男議員

18番草場重正議員

を指名いたします。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。施政方針の前に、ちょっと私、のどを痛めておりますので、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、御容赦願いたいというふうに思います。

本議会は、市政運営の基本となる平成23年度当初予算を初め、多くの重要な案件について御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の平成23年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、昨年4月、多くの市民の皆様の御支援をいただき、おかげをもちまして第2代朝倉市長として市政を担当させていただくことになりました。平成23年度当初予算は、市長就任後、本格的に編成する最初の予算となります。皆様にお約束いたしました「親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市」を目指して、課題解決を図る出発点となるものです。私に寄せられた期待と責任の重さを肝に銘じ、市民に信頼される市政の推進に努めてまいります。

世界を見てみますと、中国、インド、ブラジルなど、新興国の台頭は目覚ましく、経済は緩やかな回復基調にあります。しかしながら、急増する人口を抱える北アフリカ、中東

諸国の雇用不安、エジプトにおける反政府デモに見られる混迷、ギリシャに始まった通貨危機からいまだ脱することのできないヨーロッパ諸国と、国際情勢は楽観視できないものとなっています。

我が国の経済は、「リーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、夏以降、先行きの不透明感が強まり、また雇用も依然厳しい状況になっている」と言われています。

また、鳥インフルエンザの発生、新燃岳の噴火等、安全・安心を脅かす事態が間近で起こっています。

このような中、政府は、歳出規模としては過去最大となる平成23年度予算編成を行いました。しかしながら、20年以上低迷した経済は本格的な回復の軌道に乗っておらず、慢性的なデフレ構造が続いています。このような状況を打破するためには、積極的な財政出動が必要ですが、その一方で深刻な財政状況の下、国債発行を抑え、財政再建を図っていくことのために、制約を受けた予算の編成となっています。

地方交付税は4,799億円増額されており、一方で臨時財政対策債が1兆5,476億円減額されています。地方公共団体の財源確保を図りつつ、財政を健全化するという方向性を示したものととらえ、平成24年度以降の市町村に対する一括交付金の確保等を含め、地方公共団体に対する確実な財政措置を期待します。

次に、朝倉市の財政状況についてであります。平成21年度の普通会計の決算状況は、実質単年度収支において7億2,000万円の黒字となっているものの、その要因は合併による地方交付税の優遇措置、国の経済対策による臨時的歳入等によるものです。事務事業の見直しや人件費の削減等の行財政改革を進め、歳出の削減を図るとともに、税を中心とした財政収入の確保を図り、今後ともさらに効率的な行財政運営を進めることが必要です。

今回の予算編成においては、「親と子と孫が一緒に暮らす朝倉市」を実現するために、6つの柱からなる重点施策を掲げ、朝倉市の発展と市民福祉の向上のため、市政への積極的な推進を図ることとしています。

重点施策の体系に従い、歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

重点施策の第1は、「働く場のある朝倉づくり」であります。

雇用は、市民の生活にとって最も重要な基礎であり、私は平成23年度を雇用・景気対策を進め、「親と子と孫が一緒に暮らす朝倉市」を形作っていく本格始動の年にしたいと考えています。

この春、卒業する県内の高校生及び大学生の就職内定率は、全国平均を大きく下回っており、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。4月からは、就職が決まらない卒業者を市役所内で半年間雇用し、働きながら就職活動を行えるよう、緊急の雇用対策を実施することとしております。

懸命の努力で、雇用を担う市内の中小企業に対しましては、朝倉市中小企業者等事業資金の融資枠を拡大するとともに、中小企業信用保険法に基づく市の認定を受けた事業者が、経営状況の支障の要因により県の緊急経済対策資金等を利用する場合には、信用保証料の補給をあわせて行います。

さらに、雇用の受け皿となる企業の誘致と6次産業化を含めた産業の創出を進めるための体制を強化します。

商店街、商工会議所などが行うプレミアム付き地域振興券の発行に対する助成につきましては引き続き実施し、消費の喚起と地域経済の活性化を図ってまいります。

農林業につきましては、価格の低迷、担い手の高齢化、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に見られる関税撤廃の動き等、取り巻く状況は厳しいものとなっています。経営所得の安定及び集落機能の維持を図るため、特産品の開発支援、後継者の育成・確保、耕作放棄地対策、林業機械導入に対する助成等に取り組み、希望の持てる農林業づくりを進めます。

観光につきましては、新秋月郷土館及び地域の宝である山田堰の展望所建設を進め、観光資源の整備を図ってまいります。

また、恵蘇八幡宮の御祭神である天智天皇が朝倉の地で詠んだとされる歌が百人一首の筆頭句としておさめられていることから、市内のすべての小中学校に五色百人一首を配置し、地域の歴史に対する子どもたちの理解を促進するとともに、地域の活性化を図ってまいります。

重点施策の第2の柱は、「子育て・長生きが楽しい朝倉づくり」であります。

将来の朝倉市を担っていく子どもたちが、健やかに安心して生まれ育つ環境づくり、そしてだれもが豊かな生活を送れるための生涯学習施設の充実、高齢になっても安心して暮らせる仕組みづくりを進めてまいります。

その1つが、子どもの医療費です。平成22年度に小学校就学前の子どもの医療費を無料としましたが、さらに制度を拡大し、小学校6年生までの入院費を助成します。小学生以下の子どもに対するインフルエンザ予防接種無料化の制度は、一部負担をお願いして、中学生まで対象を広げます。

また、平成22年度に引き続き、妊婦健診及び子宮頸がん等ワクチン接種の公費負担を行います。

次に、教育施設、社会教育施設の充実です。

小中学校の大規模改修及び耐震化を計画的に推進し、大ホール、生涯学習センター、B&G海洋センター等の社会教育施設の改修を図り、教育及び文化・体育施設の充実を図ります。

高齢者につきましては、行政と市民、事業者などが連携して見守るための見守りネットワーク体制を構築し、安心して暮らすことができる社会づくりを進めてまいります。

重点施策の第3の柱は、「次代へつなぐ協働の朝倉づくり」であります。

コミュニティ活動は、行政の末端の活動、行政の機能の肩がわりではなく、自立した自主運営型のコミュニティ活動を行うもので、地域と行政が対等なパートナーシップを持ちながら、住みよいまちづくりを目指します。

地域コミュニティへの活動支援、有線放送の整備等、地域の皆様と一緒に取組み、ふるさと朝倉市を心豊かに生き生きと暮らせるまちとしてまいります。

また、男女が対等な立場とみずからの意思で社会のあらゆる分野に参加し、均等にその利益を享受し、かつともに責任を担う社会づくりを推進するため、平成24年度から5カ年の男女共同参画推進計画を策定いたします。

重点施策の第4の柱は、「安全・安心で快適に暮らせる朝倉づくり」であります。

市民が安心して安全に暮らし、快適な生活を営むための基盤整備は、朝倉市が朝倉圏域の中心都市として発展し、人口の減少に歯どめをかけるためにも重要な課題であります。

公民館、体育館の耐震診断、基幹道路、生活道路の整備、下水道の基盤整備、市営松の木団地の建てかえ等を行い、災害に強いまちづくりを進め、快適に生き生きと生活できる基盤づくりを図ってまいります。

また、平成22年度に完了します防災行政無線の追加工事で、屋外拡声器の到達範囲が拡充され、平成23年度から運用開始されることにより、災害時の情報が得られやすくなる、市民の生命と財産を守ることに大きく役立ちます。

中心市街地整備につきましては、現在、取り組んでおります新プラン21計画により事業を展開し、空洞化に歯どめをかけ、都市機能の充実を図ってまいります。

重点施策の第5の柱は、「環境に優しい朝倉づくり」であります。

地球温暖化問題、エネルギー資源の枯渇問題など、顕在化している現在においては、成長と両立する低炭素社会及び循環型社会の構築が求められています。朝倉市におきましては、住宅用太陽光発電機器の設置に対する補助、公用車へのエコメーター設置、環境家計簿の普及促進などを行い、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。

朝倉市の面積の半分以上は、山林で占められています。山林は、経済的な資源であるとともに、国土保全や水源涵養、水害防止など、多面的な機能を持っていますが、高齢化、過疎化により林業の担い手が減少し、荒廃が目立っています。県税であります森林環境税を活用した荒廃森林再生事業を引き続き取り組み、あわせて間伐、造林、下刈り等の補助を行います。

小石原川ダム建設事業及び筑後川水系ダム群連携事業につきましては、関係地方公共団体からなる検証の場が設置されました。一日も早く事業が進捗するよう、地元の意見をしっかりと発信してまいります。

重点施策の第6の柱は、「地方分権時代に対応した新しい朝倉づくり」であります。

市民が利用しやすい市役所づくりを進めるため、ワンストップサービスの構築に早急に取りかかってまいります。

また、杷木、朝倉の両庁舎の空きスペースを活用した高校生による政策提言発表会を行い、市民の皆様と一緒に朝倉市の未来を考えてまいります。

平成23年度の当初予算は、平成22年度に引き続き、財源補てんのための基金繰り入れに頼ることなく編成することができました。先ほども申し上げましたが、平成21年度の決算も黒字であり、収支だけを見れば良好な財政状況であります。

しかしながら、平成28年度から普通交付税の優遇措置が順次減少していくことを想定し、一層引き締めた財政運営が求められています。

現在、進めています第2期朝倉市行政経営改革プランに基づき、事務事業の効率化、財政基盤の確立、組織・定員の適正化等を推進してまいります。

以上、平成23年度の施政方針について申し上げましたが、私は積極果敢に率先して行政課題に挑戦し、市民の皆様、そして代表である市議会議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。

議員各位には重ねて御理解と御協力をお願いし、施政方針といたします。

(市長降壇)

**○議長（柴田裕隆君）** 以上で施政方針の説明は終わりました。

これより施政方針に対する質疑を行います。

質疑の通告者は、お手元に配付のとおりであります。

質疑は申し合わせにより3回までとなっておりますので、御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。6番田中保光議員。

**○6番（田中保光君）** 施政方針について、今、市長から演説があったわけですが、これに対して2件お尋ねをいたしたいと思います。

1つは、重点施策の第1であります「働く場のある朝倉づくり」の中の農業問題でございますけれども、市長のマニフェストの中に、農業振興基本条例を制定をするということで、昨年12月に基本条例が制定をされました。そして、既に1月1日から今施行されておるところでございますが、基本的にはこの条例をもとにして基本としながら、朝倉市民、事業所一体となった、あるいは行政がかかわっての農業振興を図っていくべきだということで、本当にいい条例であると、これが基本ではなかろうかということを私は考えておるところでございます。

今の施政方針に述べられております厳しい状況の中では、この条例をいかに活用していくかということを施政方針の中で市長としては述べられて、朝倉市民全体の協力を得ていくべきではないかということで、そのあたりの市長の考え方、条例等をどう進めていくか、そういう考え方をひとつお聞きをいたしたいと思います。

それから、もう一点は朝農跡地の問題でございます。

このことについても、施政方針については一言も触れられておりません。やはり朝倉市が抱えております大きな重点課題の1つであるわけですので、やはり早期に活用方策というものを見出していく必要が私はあるんだというふうに考えております。

そういう意味で、市長、今後どのように取り組みを進めていこうとされておられるのか、決意なり方向性を、以上2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） ただいま2点について御質問がございました。

今後の朝倉市の農業の進め方ということにつきましては、今、先ほどもお話ししましたように、農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものと。特に、農業者の減少や高齢化の進行、農村活力の低下、農業・農村の有する多面的機能の低下などが非常に懸念をされておる。それとともに、私が申します農業というものはただ産業ということにとらえるだけじゃなくて、地域の集落維持をしていく場合、コミュニティを維持していくのに非常に重要な要素があるということも常々申し上げております。

このような状況を考えてみまして、先ほど言われましたように、12月に条例、実は議員の皆様方の御賛同を得ましてつくることができました。今、この条例をもとに、恐らく今月末にはでき上がると思いますけども、基本計画というものを今策定中であります。これは、あくまでも基本条例というのは、朝倉市としての農業に対するとらえ方、朝倉市における農業とはこういう位置づけなんだというものが載った条例であります。それに基づく、じゃ実質的にどうやって朝倉市の農業を振興していくかというのは、計画によるということになっております。

ですから、基本計画の中では、本市農業の将来像を「みんなではぐくむ、食と農のふるさと朝倉の創造」と設定しておりまして、具体的な施策の推進につきましては3つの基本指針、1つ目は新鮮で安全な食づくり、2つ目が豊かな地域資源を生かし農業の未来を切り開く、3つ目が魅力と活力のある農村づくり、その3つを柱として施策の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

計画策定に当たりましては、食料の分野、農業の分野、農村の分野に分けられますが、特に農業振興という視点から農業分野に力を入れて、個別施策27農業施策を計画し、重点的に取り組むべき事業を明記するとともに、できる限り数値目標を掲げ、目標を持って事業を推進することといたしております。

そういった計画をもとに、今後、進めてまいりたいというふうに思っております。

あと細かいことがありましたら、関係部長に答弁をいただきます。

また、次に2点目の朝倉農業高校の問題、この中に盛り込まれていないじゃないかということでもありますけど、もちろん朝農の跡地の活用については朝倉市にとって重要な課題であります。

ただ、現在、あの地域は確かに校友会の皆様の御好意で、校友会の土地については市に

いただきました。あと県有地についても、来年度中の早い時期には何とか県との話の中で市として入手したいということで、今、進めさせております。

もちろん、だから何もしないというわけじゃなくて、やっぱりまだはつきり表に出してやれるのは、県有地が明らかにきちっと朝倉市のものになるという形の中で、これからの施策というものを出していきたいと思っています。

もちろん、その間、何もしないでじっと待っておくということじゃございませんで、庁内に検討委員会というものが設置されておりますから、そこを中心に早い時期から検討をどういう形で進めていくのかということを検討をしてみたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

○6番（田中保光君） 市長の考え方はわかったわけですけども、やはり農業問題につきましては、当然に基本条例ができておるわけですから、つくったからというだけで終わっては私はもらいたくないわけですね。これをつくったというのは、市長においても初めての条例でございますので、やはりここを基本に、朝倉市の農業の発展に努めていただきたい。そういう市長の強い決意というものを私は出していただくことが、市長は変わったなというところになるのではないかなというふうに思いますので、市の責務、農業者の責務、あるいは農業団体の責務、あるいは市民、事業者の役割というものもうたわれておりますので、さっき申し上げますように、朝倉市が全体となって農業振興にかかわっていくと、そういう体制をひとつお願い申し上げたい。

それから、朝農につきましても、何もしていないという意味ではなしに、やはり早い時期でこの方針を出していくべき、予算にも計上されておりますので、予算のことは予算委員会で当然にまた議論すべきと思いますけれども、やはり目的なしで買収をするという意味ではなしに、やはりこういう方向に市長としてはやっていくんだという方向性を早く見出していきたいという、その方針が私は聞きたいというのが今回の質疑でございますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 2番議員、師岡でございます。私は、3点について質問をいたしたいと思っております。

1点目は、「働く場のある朝倉づくり」ということで、重点施策の1に入っておりますが、就職の決まらない卒業生の半年間の雇用についてということなんです。これは、9月議会でも私は市としての雇用対策をというふうに一般質問させていただきましたけれども、想定される人数、配置部署の考え方、また半年間という後の対応について、どのようにお考えなのかということでございます。

それから、2点目につきましては、プレミアム付きの地域振興券が発行されております。これは、21年、22年度、実施されてきたわけですけども、2年間実施されてきました効

果についての評価ということをされているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、3点目でございますが、市民が利用しやすい市役所づくりについて、庁舎の空きスペースを活用するというところで、政策提言発表会をなぜ高校生だけに限定をされているのか、時期と方法はどのような形でなされるのか。以上についてお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 具体的な細かい点については関係部長から答弁させますけれども、その前に私のほうから基本的な考え方について申し述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、「働く場のある朝倉づくり」ということについての御質問でありますけれども、住みなれた町で暮らして、そこで働くということは、雇用が安定があつてなされることであります。市民の生活にとって、最も重要な基礎となることだろうというふうに思います。

市民が安心した生活を送るために、市が産業の振興や国や県と連携した対策を講ずるなど、効果的、効率的に雇用対策を実施することは非常に重要なことだというふうに考えております。

市といたしましては、厳しい雇用状況の緊急対策としまして、国の緊急雇用創出事業を活用して、34人の新たな雇用を創出しようとしているところであります。その中でも、新規学卒者の就職対策が差し迫った課題であります。

福岡県内の平成22年12月現在での大学卒業予定者の就職内定率は52.1%、全国平均68.8%を大きく下回っています。高校生の就職内定率は73.9%で、全国平均の77.9%、県平均が73.9%、全国平均が77.9%、これも全国平均を下回っておるという状況であります。

また、特に私、実際市内の企業等を回って、雇用をお願いしたいということで回っている途中、高校の就職担当の先生たちと話したときに、今の子どもたちが地元志向が強いということもお聞きしました。

そういったことも含めて、やはり何とか雇用というものを創出していかにかいかんということで、そこで緊急の未就職者支援措置として、国の緊急雇用創出事業の補助金を最大限有効に活用して実施していきたいということで、こういうことでやらせていただいております。

あとプレミアム商品券につきましては、非常に過去2カ年実施してきておるわけですが、商店街、あるいは商工会等には非常に評価が高い施策であります。効果としては、具体的に数字がどれだけ効果があるというものを持ち合わせておりませんが、プレミアム商品券を発行しなければ、よそに買い物に行っていた市民の皆様方が地元で買い物をしていただけるという効果がございます。端的に言うならですね。そういった面での経済波及効果というのは決して少ないものではないというふうに考えておりますので、来年23年度についても実施させていただくということになります。



もう一つが、高校生の提言については、あと担当者のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 最後の政策提言発表の関係なんですが、この事業につきましては来年度よりスタートする事業でございますけど、大きな主なねらいは2つございます。

1つ目は、高校生が朝倉市の将来について考える機会を持つことによって、魅力あるふるさとづくりに目を向けていただくと、それから自分たちの町をもっと魅力ある場所にするという意欲を持っていただきたいと考えております。若いうちから地域や行政に関心を持ってもらいたいというふうに思っております。このことが将来、社会人になった折に、まちづくりへの参加意欲が高い市民となるということで、行政と市民との協働のまちづくりにつながっていけばいいなというふうに考えております。

2つ目は、空きスペースをにぎわいの場とするため、朝倉、それから杷木、支所の議場等で発表会を行うことを予定をしております。その際に、市民の方にもぜひ傍聴をしていただきまして、みんなで朝倉市のまちづくりを、朝倉、あるいは杷木支所等でのそこで語り合う場所を持つことも1つのねらいということにしております。

このほか、高校生の若い感性に基づく市への提言に対し、参加された市民の方からも意見を言ってもらいまして、広くアイデアを聞くことによって、これからのまちづくりに生かしていきたいというふうに考えております。

ちょっと長くなりますけど、情報を発信する機会となることも一方ではねらいといたしております。そういうことで、今回は高校生を対象としておりますけど、次回以降の対象につきましては、今後、検討——以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 市長なり担当の方の考え方については一定理解をしたところでございますけれども、私は重点施策ということで雇用の問題で申し上げますと、非常に中小の方たちも本当は人手は雇いたいんだけどもという部分があるかというふうに思っているわけです。この部分については、100%、国の緊急雇用対策事業を適用するということだと思いますけれども、市独自で、市の財政の関係はあると思いますけれども、検討されたのだろうかということで、私は市長の施政方針を読み取らせていただきましたので、市独自の雇用対策が検討されたのだろうかということでございます。

そして、2点目のプレミアム付き商品券に関して言えば、1,000万円、年額使われるわけです。これは商工業関係の方たちの活性化という意味からは、非常におっしゃられたように効果があるというふうには思っております。しかしながら、さらに有効な方法はないのかというふうな意味合いで、私はお尋ねをいたしました。

それから、3点目の市民が利用しやすい市役所づくり、合併議論が始まりましたときから、空きスペースはどうなるんだろうという市民の方たちの非常に高い関心があったわけ

でございます。

したがって、例えば考え方を持っていच्छる老人クラブとか女性団体とか、いろんな団体がいらっしゃいますけれども、こういった方たちの意見を酌み上げるための公聴会みたいな場の開催は検討されたのだろうかという意味合いでお尋ねをいたしました。

ここについて、2回目の回答があるのかどうかわかりませんが、質問という形で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 雇用という形での御質問がございます。市長がお答えになる前に、担当部署といたしまして考え方を申し上げたいと思います。

市の独自の施策ということで検討されたのかということでございます。これは全国的な雇用対策ということでは、御案内のとおり、国が雇用対策の全般的な対応として担っておるところでございます。特に、ハローワークを中心にいたしまして、就職の未内定者、そういう対策なり企業に対する新たな雇用支援、こういったものを取り行っております。

行政といたしまして、地方公共団体といたしましては、そのようなハローワーク、国と連携をとって、財源的な厳しさもございます。そういう中では、国が緊急雇用創出事業をつくっておりますので、それと連携した取り組みを行わせていただいているというのが現状の姿でございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかに、11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） 11番、平田です。まちづくりのアウトラインの見える、私はかなり見える施政方針だと思っておりますが、実態の把握や情報収集、それからその分析がどのようにされたかという観点から、5点質問いたします。

まず、希望の持てる農林業づくりについてでございますが、経営所得安定のためには現状維持ではいけないということは百も御承知だと思いますが、5年先、10年先を見通した農産品の開発、あるいはそれに対する営農指導が必要であると私は思っております。そのことに対して必要性は把握してあるのか、その件に関する来年度の取り組みを尋ねます。

それから、2点目ですが、「働く場のある朝倉づくり」についてでございますが、先ほども市長のお答えにございましたが、国や県の緊急雇用対策でどこにどのような人たちが雇用されているのか、市内の事業所との連携が必要と考えますが、それに対する情報収集の窓口はどこなのか、それが機能しているのかをお尋ねします。

3点目です。子どもたちが健やかに安心して生まれ育つ環境づくりについてでございますが、今、申すまでもなく、保護者が日常的にフルタイムで働かざるを得ない状況を考慮に入れたとき、その環境づくりについて、環境づくりが十分なされているかどうか、来年度の目標の中でされているのか。

4点目です。長年待ってございました見守りネットワーク体制づくりが本格化するというふうに書いてございますが、ネットワークづくりの担当はどこなのか、地域づくりとの連

動はあるのか。

最後でございますが、市長の施政方針、23年度のまちづくり方針をどのような方法で市民に伝えられるのか。私は、これは情報の提供が大事であるというのを常々申し上げておりますが、協働体制はやっぱり早く進めてほしいと思っております。協働のまちづくりに不可欠なのは、市民への情報提供と、行政、住民との情報の共有であると考えます。そのためにも、住民へわかりやすく伝えることが必要であると考えております。以上の5点でございます。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） まず、お尋ねの厳しい農業情勢にあると、そういう中で農業者に情報を与える行政主導が必要ではないのか、その取り組みの中で営農指導員の設置、こういったものは考えておるのかというような御質問でございました。

営農指導につきまして、市内の農業者への相談でございますとか、地域の指導につきましては、県の農業技術指導機関でございます朝倉普及指導センター、ここが専門的に担っておるところでございます。その技術員さんによりまして、各農家の栽培相談、JA生産部会を含めての指導がなされておるところでもございます。

このような状況下でございますので、市といたしまして独自で営農指導員の設置という考えは、今のところ持たないところでございます。

しかしながら、議員おっしゃいます農業の分野について、やはり行政が主体的に何か情報を発信しながら、指導しながらという立場は必要かというふうに思っておるところでございます。そういうことから、農産物直売所でございますバサロ、三連水車の里あさくらにおきまして、出荷農家の皆さん方の野菜、果樹等の生産指導について、消費者のニーズに対応した農産物の生産指導、また多品種の栽培への取り組み等の指導を出荷組合の方と連携をいたしまして、現在、取り組んでいるところでもございます。

また、今後、直売所に専門のそのような営農指導員の方の設置も今後必要であれば、検討していかなければならないのかなということも考えておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 2番目の質問であります働き場のある、市内の事業者との連携はどうなっているのかという質問でありますけれども、事業者との連携については、商工会議所、あるいは商工会との情報交換も適宜実施しております。厳しい雇用情勢、経営状況環境にあることは十分認識しておりますが、また昨年12月の初めだったと思っておりますが、福岡労働局の幹部の方、あるいは職業安定所の所長、あるいは先ほどもちょっと触れましたけれども、市内の3つの高校の校長先生、あるいは就職の担当の先生等と一緒に、商工会議所、あるいは市内の事業所等を、ぜひ市内の今度新しく卒業する高校生、新卒者を採用してほしいということで、お願いをして回ってまいりました。

先ほど県内の状況は就職状況を申し上げましたが、実はおかげさまで朝倉市内の3つの

高校の就職希望者の内定率は県平均を大きく上回っております。朝倉市内においてはですね。そういうことで、それはそれとして、厳しいことには変わりはありませんので、今後ともそういった1人でも雇用増ということを中心に心がけて取り組んでまいりたいと思っておりますし、こういった運動と申しますか、広げてまいりたいなというふうに思っております。

それと、もう一つ、先ほど、これは師岡議員の質問にも関連するんですけれども、朝倉市独自で雇用施策はないのかという話でありますけれども、先ほど言いましたように、朝倉市としては国、県の事業を大いに活用してやらせていただくと。あえて朝倉市の雇用政策というのは、その受け皿となる、今、非常に厳しい状況にある市内の中小企業者に対して、融資関係で相当、市として独自の施策を来年度の予算でつくらせていただきました。そういったことで、間接的な形の雇用施策と、それも言えるんじゃないかなというふうに私は理解をしております。

それから、3番目の保護者が日常的なもので、いわゆる安心して働ける体制という話でありますけれども、保護者が安心して仕事ができ、子どもたちが楽しく元気に育っていくための環境づくりというのは非常に重要なことだというふうに考えております。

具体的には、現在も行ってありますが、次世代育成支援行動計画に上げておりますファミリーサポートセンター事業、あるいは集いの広場や放課後児童健全育成事業、保育所については延長保育や病後児保育など、できるだけ保護者が安心して働けるよう拡充を図って行っております。

特に、23年度につきましては、新しく14カ所目の学童保育所を開設する予算措置をしております。

また、仕事と子育ての両立に向けた支援体制づくりのために、ワークライフバランスの啓発推進にも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

ほかの件については、担当の部長に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 4つ目のお尋ね、見守りのネットワークづくりということでございますが、見守りネットワーク体制づくりというのにつきましては昨年から既に取りかかっておりまして、介護サービス課、地域包括支援センター、コミュニティ推進室、消防防災課、福祉事務所、市の社会福祉協議会で、要援護者見守りネットワーク構築会議というのを持っております。介護サービス課が事務局となっておりますので、当然、担当部署としては介護サービス課でございます。

内容を少しお話しいたしますが、23年度から要支援・要援護者見守りネットワーク事業ということで、障害を持つ方、それから高齢者の方、そういう方の見守りを市民と地域と、それから事業所、行政というのがお互いに支え合う、助け合う共助の精神のもとに、無縁死ゼロ、災害による犠牲者ゼロというのを目指したまちづくりに取り組むということにしております。

具体的には、23年度につきましては、見守りネットワークのシステムを導入いたしまして、見守りが必要な方の台帳の整備というのを行いまして、情報の共有化を図っていききたいというふうに考えております。

ネットワークの組み立てでございますが、まず第1段階といたしましては、朝倉市全体の要支援者見守り支援ネットワーク協議会というのを立ち上げます。そして、この構成メンバーといたしましては、コミュニティとか振興会、それから区会長会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会、商工会とか商工会議所、警察、消防署などを予定をしております。

その後、小学校区単位での地区での支え合いの協議会をつくりまして、地域で細かな見守り体制ができるようにしたいというふうに考えております。

さらに、事業所によります見守り、九電とか新聞社とか、そういう方たちも入っていただいて、そういうネットワークを広げて、相互に連絡をとっていききたいというふうに考えております。

当然、このようなネットワークづくりを通しまして、地域づくりにつながるものと考えております。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 最後の質問です。協働のまちづくりに不可欠なものは市民への情報提供と、行政、住民との情報の共有であると、そのためにも住民へわかりやすく伝える必要があるという内容でございます。

これにつきましては、9月議会でも議員のほうから提案があってございましたけど、協働のまちづくりに必要なものは、今申しました市民への情報提供と、行政、それから住民との情報の共有であるという認識のもと、広報紙や、あるいはホームページの中にごさいます「市長の部屋」に掲載するとともに、各種会合のあいさつの中でも、まちづくりに対する市長の思いなどを今後とも積極的に市民へアピールしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

○11番（平田悌子君） ありがとうございます。農林業づくりの営農指導でございますが、朝倉普及指導センターということでいただきましたし、営農指導員を必要であればということでございましたが、普及センターとか、前はJAあさくらがしてくださるという話も伺いました。けれども、これが市との提携というのが非常に必要だと思います。

なぜならば、補助金の情報はやっぱり市が持っていることが多い、そのあたりで農家の方たちがつながっていないという実態があると思っております。それで、質問いたしました。

2点目の働く場のある朝倉づくりですが、実は事業所を数カ所、私も回りましたら、市の情報が入っていないし、逆に職員の方にお話しすると、そういう情報をお持ちでなかつ

た実態もあります。直接、国や県の補助金を得ながら、助成金を得ながらしてある。しかし、そこに行きますと、我々も元気をもらうことができます。

先ほど市長がお答えになった商工会議所等との話の後で、ある鉄工所の方が2名、高校生を雇ったよという話も聞きました。いかに私は現場とつながっていただくことがこの道を開くということであろうということで、ぜひこれは機能してほしいなという思いで質問いたしました。

3点目につきましては、いろんな取り組みがあるのも私も承知しておりますが、その合間にいる子たちをどうするのか、その実態が把握されているかということで質問をいたしました。もっと実態を把握していただきたいということです。

4点目ですが、これは今年度、モデル地域でありながら、住民はモデル地域を知らないことと、高齢化がここ一、二年急速に進んでいます。1年かかりで、体系づくりではなくて、できるところからやってほしいということでございます。

それから、5点目の最後ですが、やっぱり情報が遠いと私は思っております。市の情報が遠い。森田市長がどのようなまちづくりをされるかということ住民は待っております。それが見えるように、あらゆる機会では市長のみずからの口で、お言葉でとらえながら、希望の持てるような、元気の出る市民にしていきたいということで、情報の提供を強力に進めていただきたいと思っております。以上でございます。質問を終わります。

**○議長（柴田裕隆君）** あくまでも質疑でございますので、質問の理由についてはまた予算委員会等と言っていただければいいと思います。

ほかに。12番田中哲也議員。

**○12番（田中哲也君）** 市長が6つの大きな柱を立ててありましたが、その中の3点だけお尋ねしたいと思います。

まず、施策の第1について、雇用の受け皿となる企業誘致云々ということがありますが、その中で6次産業化を含めた産業の創出を進めるということで、体制を強化しますということがあります。体制の強化とは具体的にどういうことが体制強化になるのか。例えば、人材をどう確保するのか、予算はどうかということがあると思います。それが1点。

それと、2点目に、経営所得の安定云々の中に、特産品の開発支援、助成等に取り組むということが書いてあります。その中で、具体策としてはどういう特産が予定してあるのかわかれば、それと予算がどういうことがあるのか。

施策の第5に、環境に優しい朝倉づくりがあります。その中に、小石原川ダム建設事業のことが書いてあります。その中で、私は上秋月でございますが、直接小石原川ダムに関係ある地域として、具体的に地元の意見を聴取する方法、手法ですか、これがどういう方法なのか。それから、発信の方法と書いてありますが、発信はどのような形でされるのか、それが2点目。

第3点に、施策の第6について、市民が利用しやすい市役所づくりを進めるために、ワ

ンストップサービスの構築を早急に進めるということがうたっています。ワンストップサービスの対応職員が、人材確保なり研修方法、これは非常にワンストップサービスは難しいと思いますが、それをどのように考えてあるかをお尋ねしたいと思います。

いずれ、予算等は予算特別委員会でもまた詳しく聞くことがあると思いますし、一般的なことは各委員会でもあろうかと思いますが、簡単に回答をお願いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） まず、雇用の受け皿となる企業の誘致とか、6次産業化についての体制を強化しますということについては、体制の強化とはどういうことかという最初の質問でありますけれども、「働く場のある朝倉づくり」のためには、雇用の受け皿である企業の誘致とか、6次産業を含めた地元の産業の創出というのは、非常に重要なことだというふうに考えております。

企業の誘致につきましては、工業団地、市が持っております、余り残り少ないですけど、団地だけではなくて、市内には民有地であいた土地がたくさんあるんですね。前に企業が進出してきて、そこが撤退したとか、そういったものの情報をきちっと把握しておく、あるいは企業の進出動向というものが今どうなのかということで、それとあわせてそういった情報を大切に、情報を持っておくということ。

そして、企業に対しては、朝倉市への進出の有効性を強力にアピールして、売り込むことが非常に重要です。こうしたことに対処するには、現在の体制でははっきり申し上げまして力不足だと言わざるを得ませんので、どちらかという、私は先日、米沢市に議長と一緒に行ってまいりました。その市長さん等と話しておりますと、あそこは人口が9万人を切っておりますけども、ですから職員数も恐らく私どもの倍まではないぐらいだろうと思うんです。

そこで、専属の企業誘致の担当職員だけ2人置いておるんです。そして、しょっちゅう上京させたり、いろんな会社に行かせたりして、情報収集、あるいはそういった活動がなされておると。それを考えた場合に、じゃ我がほうの朝倉市はどうかと申しますと、むしろ県に、もちろん県と協力してやることは大事なんです、県の企業立地課に依存をし過ぎていないか、市として独自のそういった活動がちょっと足りないんじゃないかという思いがございまして、この分野における人材を何とか確保して、企業誘致と6次産業を含めた産業創出を担当する人材を市に置くことが望ましいということで考えております。

それと、2点目、続きましてダムの問題でありますけども、地元の情報発信ということをお願いしておりますが、地元というのはもちろんダムの関連地域も含めた朝倉市であります。これまで、小石原川ダム、あるいはダム連携事業に関する実行については、関係各課の組織と協議を重ねてまいりました。しかし、ダム事業の見直しにより検証対象のダムとなりまして、検証に係る検討を進めるために、平成22年12月22日に関係地方公共

団体からなる検討の場が設置をされました。朝倉市は、ダム事業が進捗するよう、関係地域はもとより朝倉市全体の意見を述べたいというふうに考えております。

なお、現在、水資源機構等は、検討の場の開催に向けて鋭意作業を続けているというのが現在の状況であります。恐らく3月、来月ぐらいに第1回の検討の場が開かれるんじゃないかと。その場で、水源地域としての、関係地域としての朝倉市の意見をきちっと述べる、そのことが私の言う発信をするという意味であります。

それから、ワンストップについての質問がございました。

ワンストップサービスにつきましては、昨年の10月から、窓口のワンストップ化により窓口サービスを向上させることを目的といたしまして、関係課、いわゆる市民課、税務課、保険年金課、福祉事務所等、10課の実務担当者に集まっておきまして、ワーキンググループを立ち上げていただきました。その中で、朝倉市役所でできるワンストップ、朝倉市役所は狭いですから、なかなか新しいよその市役所みたいな形はとれないかもしれないけれども、その中でも朝倉市役所の状況の中でできるワンストップサービスとは何なのかということで、今日まで検討をしていただきました。

そこで、ワーキンググループでは、出生ですとか死亡などにより必要となる戸籍、住民票の移動届に伴う各課の手続をできる限り1つの窓口を集約することで、市民の方ができる限り動かないで手続ができるような窓口を目指し、今日まで6回、会議を開催していただいております。窓口のワンストップ化の実施に向けた協議を重ねられました。

なお、平成23年3月1日から、職員出張方式により、出生と死亡に伴う各課の窓口業務を一部試行します。試行に伴い、手続の案内や順番制、書類の記載指導をするフロアマネジャーを平成23年度から配置する予定です。

なお、結婚や引っ越しなど、ライフイベントに伴う各課の業務につきましては、出生と死亡の試行状況を検証しながら、段階的にワンストップ化を充実させていきたいというふうに思っております。

総合窓口方式については、組織・体制の見直しやフロア、基幹系システムの改修等を検討していく必要があるのかなというのが、現段階でのワンストップサービスについての状況であります。

残余については関係部長から答弁いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 施策の第1の中で、特産品づくり、ブランド化について、市はどのように進めようとしているのかという御質問がございました。

現状の姿でございますけれども、JAを初め農家でございますとか、商業の事業所等によりまして、特産物づくりでございますとか加工品の開発、こういった取り組みが個々になされておるといのが現状でございます。

そういう中で、これまで以上にそのような関係機関が連携強化を図って、情報を持ち寄



って、特産物の開発推進、販売戦略の方法、こういったことを今後何をなしていくべきか、研究、協議をすることが必要だというふうに認識をいたしております。

そのようなことから、既にお話をしております農業振興連絡協議会というもので、参画をしていただいております協議会の中で、特産物育成・ブランド化推進検討小委員会、こういうものを設置をすることで、体制づくりの準備を進めてきております。

新年度になりまして、検討小委員会を設置をいたしまして、特産物育成、ブランド化推進等の研究、協議の具体的な話し合いを進めていきたいと。その中で、市として具体的な施策まで打ち出していききたいなという考え方でございます。

それから、特産品づくりという中で、平成23年度におきましては、我が朝倉市におきましては果樹生産が非常に盛んでございます。特に、柿の一大産地でもございます。しかしながら、果樹の全般の価格の低迷が非常に厳しいという状況下でもございます。

そういう中で、果樹産地の確保と農家の収益向上という観点から、市単独によりまして、産地収益向上対策事業を新たに創設をいたしました。内容といたしましては、果樹の市場規格に合わない、規格が不ぞろいで市場価値の少ない果樹を1次加工する取り組みということに対する支援でございます。青果と加工品の両方で、年間フルシーズンを通しまして、果樹でございます柿、イチジク等の販売体制をつくり上げ、農家の所得向上に直結する取り組みを支援するというところで、予算の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） ワンストップサービス対応職員の人材確保、それから研修方法ということなんですが、ワンストップサービスの対応職員の人材確保、それから研修方法につきましては、今後、ワンストップ化の充実を進めてまいりますけど、総合窓口方式の検討の中で、十分検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 10分間、休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時12分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに、9番村上百合子議員。

○9番（村上百合子君） 施政方針の重点施策第1に「働く場のある朝倉づくり」であります。朝倉市の基幹産業であります農林業に対して、活力ある地場産業の政策が盛り込まれているかということをお尋ねいたします。市の面積の54%もある森林を利用した雇用対策が、今後、取り込まれるのであるのかということ。

それから、重点施策5に、環境に優しい……

○議長（柴田裕隆君） 村上議員さん、あくまで質疑でございますので、考え方とかじゃなくて、施政方針に対する質疑ということで、ひとつよろしく申し上げます。

○9番（村上百合子君） 活力ある地場産業について質問いたします。

それから、重点施策第5、「環境に優しい朝倉づくり」について、太陽光パネル発電の補助に対する政策がありますが、公共施設に対しての設置の展開を質問いたします。

それから、重点施策6にありますワンストップサービスの推進についての市長の展望をお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） さきに質問の御趣旨をお伺いするときは、地産地消についてということのようでありましたので、その点でお答えをさせていただいてもよろしいでしょうか。林業という話はお伺いしていないんですが。

○議長（柴田裕隆君） 9番村上百合子議員。

○9番（村上百合子君） 通告でそのような話をしていましたけれども、今までの意見の中で地産地消のことは網羅されたかなと思いますけれども、市長の答弁で私に対する回答がありましたら、お願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 通告のとおりでいいということで、市長。

○市長（森田俊介君） 地産地消の推進ということでもありますけども、経済不況と景気の動向の不透明が続いております。その影響は、外国産の輸入農産物の増加等で、近年、非常に農業を取り巻く状況というのは厳しい状況にあります。朝倉市内では、朝倉市は県内でも有数の農業地帯であるわけではありますが、そういった先ほど申し上げました外国の輸入食品の問題等を含めて、食の安全に対する不安などで、安全で安心な農産物を安定生産し、農業者の顔が見える地元の農産物への期待が高まっています。このような中で、市が身近な地域で手軽に新鮮で、安心して地元農産物を手に入れられるということが大事なことであります。

既に、村上議員御存じのように、地産地消の取り組みについては、旧朝倉地域において学校給食生産グループ竹ん子会があります。朝倉地域の小中学校へ地元農産物を納入し、子どもたちとの交流も行われています。また、このような取り組みの実践に学び、甘木地域におきましても、地元農産物を小学校に納入する取り組みとして、三奈木小学校、金川小学校において、試験的な取り組みが現在行われております。来年度も続けていくということになっております。

また、市では毎月19日の「食の日」に合わせ、地産地消と食育を推進するため、地元野菜や果物などを使った朝倉献立を毎月計画し、市内小学校で実践されており、徐々にではありますが、地元農産物の割合を向上させる取り組みが推進されております。

一方で、地産地消の最たる施設として、バサロや三連水車の里の直売所があり、福岡都市圏などの市外の方々も利用していただいております。市民や市内の事業所などの利用も多いと聞いております。

現在策定中の食料・農業・農村基本計画の中に、地産地消の推進を展開していくことで

盛り込んでおりますので、今後もより一層力を入れて、地元の農産物の積極的な利用推進と食育を推進してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、ワンストップサービスについては、さきの田中議員の質問にお答えさせていただいておりますが、先ほど申しましたように、私どもの市役所というのが建物がどうしても制約がありますので、今後とも朝倉市役所でできるワンストップサービスというのを検討しながら、少しでも市民の皆さん方が便利な窓口となるように、努力をさせていただくということでお許しをいただきたい、そういう答弁にさせていただきたいというふうに思います。

太陽光については、小中学校という話が出ておりますので、まず教育委員会のほうから答弁をしていただいて、その後に私のほうで答弁をさせていただくということにさせていただきますと思います。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 小中学校に太陽光パネル設置ということにつきましてのお答えをさせていただきたいと思います。

環境教育の1つといたしまして、太陽光発電システムを活用した、子どもたちが体感できる教育の推進は有効かと考えているところでございますが、学校に太陽光発電システムパネルを整備する場合につきましては、設置場所、屋根等になるかと思いますが、それらの状況によりましては、あくまでも一般的ということで御理解賜りますが、1校当たり整備費が約2,000万円前後というふうに見込まれるということでございます。小中学校全校に設置するということになりますと、多額の整備費が必要となるということになります。

今日、市内の小中学校の校舎等の現状を見ますと、まだ多数の小中学校が老朽化などによりまして、大規模改造成なり耐震化工事の必要に迫られている学校がございます。こういったことから、まずは当面はこれらを優先させる必要があるというふうに考えているところでございます。

ですので、今申しましたように、そういったことで考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 教育委員会のほうから、小中学校についての話がございました。それとあわせて、小中学校にとどまらず、市内の公共的な施設につきましての市としての考え方を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

小中学校等については、耐震等を優先させるということで、耐震工事とか大規模改造については今言ったような答弁になると思いますが、基本的に朝倉市としましては、全面改築、あるいは新築等の公共的な建物、これも規模、それから内容等にもよりますけれども、基本的に太陽光パネルを設置するという方向で、今後、取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。9番村上百合子議員。

○9番（村上百合子君） 公共施設ということは、小中学校も入るということですね。全面的な改築のときにはそのように、これは電気代とか、そういう低炭素社会の循環型社会を目指す取り組みでありますので、国を挙げて今取り組んでいるところでもありますから、そういう10年先、20年先の未来を考えた取り組みを教育委員会も考えてほしいと思いますね。

○議長（柴田裕隆君） 村上議員、あくまでも質疑でございますので。

○9番（村上百合子君） わかりました。

ワンストップサービスについては、今後、制度的なものだけではなく、システムの構築だけではなく、職員の教育、育成に関してももっと方針的に取り組んで、職員が市民に対して満足度のあることが一番のワンストップサービスじゃないかと思っておりますので、そういうところに取り組んでいただきたいと思っております。

市長の今の答弁に本当に将来性を見て、この1年間の政策を実現されることをお願いして、質問を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 施政方針に対する通告は大きく4つの重点施策に対して出しておりましたが、前に質問された方と重なる部分もありますけれども、私がこう理解しましたというような言い方で、だから質問を聞きたい部分もあります。

1番目は、重点施策の第1は「働く場のある朝倉づくり」で、その中で私は6次産業化を含めた産業の創出を進めるための体制について具体的に書いておりましたが、先ほどの田中議員の質問で、私がこのことは結局人材確保を思って書いてあるのかなというように解釈したのと、6次産業の第1次産業、第2次産業、第3次産業を掛け合わせた6次産業の第1次産業は、果樹を思いながら、それを加工し販売というようなことでの6次産業なのかなと回答を聞きながら思ったんですが、それでいいでしょうか、違ったらお答え願います。

それから、2番目、重点施策の第2の柱、「子育て・長生きが楽しい朝倉づくり」というところで、医療に関する部分で、その中の医療費が無料化が拡大したところはとてもうれしいと思いますが、インフルエンザの部分、インフルエンザ予防接種無料化の制度は一部負担をお願いして、中学生まで対象を広げますと書いてあります。

実は、これに質問を、負担額は幾らかというのと、無料のまま中学生に拡大すれば、幾ら予算がふえるかと質問しているんですが、これ出した後に他の議員と話していたら、解釈が違っていたんですよ。私は、小学生も一部負担しなければならないと、この文章で読み取ったんですが、ある議員は、それは今まで小学生無料化だったんだから、有料化するのは一部負担は中学生だけだろうというように、読み取り方が違っておりました。

それで、1番の負担額は幾らかというのは、だれが幾ら負担するのか、だれがもつけ加

えて答えていただきたい。

○議長（柴田裕隆君） 矢野議員、質疑中ではありますが、そういった内容的なことは予算委員会でもお聞きになられたらいいと思います。ただいまの中は、あくまでも施政に対する質疑でございますので、一般的な中でよろしくお願いいたしたいと思います。

○13番（矢野公子君） 施政方針に書いてあることで質問をいたしております。

3番、重点施策第3の柱の「次世代へつなぐ協働の朝倉づくり」の中で、地域コミュニティへの活動支援について、22年度との違いについてと書いておりますが、当然、支援は22年度もあつたんですが、施政方針に書かれるということは23年度はさらに支援を拡大、どんなふうにされるのかということと、2番目に、男女共同参画推進計画が今度つくられるわけですけれども、今度、24年度からの5カ年の計画をつくる方法、それはだれがどのように、どういう委員でされるのか。これをつくるところによって違うと思いますので、質問します。

第4、重点施策の第6の柱についての中で、高校生による政策提言発表会ということで、これも質問がありましたが、なぜ高校生なのかということは、まだ私、なぜ高校生という部分が納得できておりませんので、そこに限られたこと、いろんな人たちが政策提言とか意見交換会とかあつていいじゃないかという部分も含めて、高校生というところに限定されたところをお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 今の質問に対しては、予算委員会でも審議される内容でありますし、執行部としては今のところを踏まえて、全体の中の質疑という中で答弁をよろしくお願いいたしたいと思います。市長。

○市長（森田俊介君） 私のほうから、まず何点かについてお答えをさせていただきたいと思います。

6次産業を含めた産業の創出で、人材かというお話でございましたけれども、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、企業誘致、あるいは6次産業化を含めた産業の創出については、現在の今までの体制ではやはり力不足だということをもって、やはり専門的と申しますか、そういった人材を置くことが望ましいという考え方で、進めさせていただいておるということで御理解をいただきたいと思います。

また、インフルエンザ予防の解釈が違つておると言いますけれども、その点だけはっきりさせておきますと、現在は小学生は無料です。小学生にも1,000円をいただきます。そのかわり、中学生まで対象を広げると。あわせて、小学生の入院費を助成するというところをもって、1,000円の負担はお願いをしたいということでもあります。

それから、コミュニティの支援ということについての御質問でありますけれども、本年度、市内16地区で地域コミュニティがスタートしていましたが、美奈宜の杜地区については同時に発足することができず、23年度発足に向けて準備委員会を設置され、協議を重ねていただいております。それで、設置をすることが確認されております。

このことによりまして、平成21年度策定いたしました朝倉市地域コミュニティ推進の基本方針の中で示した市内全地区、17地区でコミュニティ組織が発足することになります。

また、コミュニティ組織に対する財政面での支援では、これまで生涯学習課が所管していました自治公民館活性化事業補助金と、公民館単独講座講師謝金を23年度よりコミュニティ補助金に統合し、補助金の枠を広げることにより、各コミュニティ組織における活動の幅も広がるものだというふうに考えております。

それから、残余については担当部長から答弁をいたさせます。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 24年度からの5カ年の男女共同参画推進事業の策定する委員、それから方法等でございます。

審議会のメンバーの構成につきましては、学識経験者、それから各種団体の代表、市民、公募委員となっております。13名の委員の構成でございます。

それから、市内の庁内の組織といたしましては、市長を本部長といたしまして、市の幹部で構成された男女共同参画推進本部と、その補助機関としての各部から選出されました職員で構成されました男女共同参画の推進委員会がございます。

諮問によってされますけど、諮問につきましては基本的には市内の推進本部で現推進計画をたたき台といたしまして策定することになりますけど、たたき台の策定のあり方から、審議会での協議を十分重ねた上で、策定に当たっていきいたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 最後の通告者となったわけでありましたが、私は消防署朝倉出張所と東部分署の統廃合、これについて通告をさせていただいたわけでありましたが、この件につきましては、昨年9月の定例議会の中で、しばらく冷却期間を置きたいと、そういうことで補正予算の全額減額補正がされたわけでありましたが、この問題につきましては、いわゆる第4の柱にありますような「安全・安心に快適に暮らせる朝倉づくり」と、こういうふうにあります。私は、この問題はやはりこの中で、市民、住民の生命、身体、財産を守っていく上においては、やはり大事な重点施策の1つだというふうに私は考えておるわけです。

ところが、23年度の重点施策の中にこれがうたっていない、明記されていない。そこで、当地域との協議、これも大事だと思いますし、市長はこれからそういったところも含めながら、この問題について進めていこうというふうには考えてあると思いますけれども、何ゆえに明記がなされないのか。これは、私は非常に残念だというふうに思っております。市長の位置づけというのか、それについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 消防署の朝倉出張所と東部分署の統廃合問題について、施政方針に明記されていないので、市長はどのように考えておるかということのようではありますが、

先ほども話がございましたように、さきのあれは9月議会のときの質問の答弁で、これまでの経過、それから杷木地域住民による移転合意先見直しの強い要望があったということ、そういった意見を踏まえて、関係地域の一定の合意形成が得られるまでは具体的な作業には入らないと、いわゆる冷却期間を置かせていただきたいということを申し上げておりました。

現在がいわゆる冷却期間ということになるわけですがけれども、広域消防における分署、出張所の統廃合というものは、その必要性というものは十分認識をしております。ですから、この問題が本市にとって重要な問題であるということも、十分認識をしております。

しかし、先ほど申しましたように、まだ冷却期間ということでもありますし、正直、23年度の予算の中にも減額した22年度の予算の分を盛り込んでおりません。十分重要だということを認識しながらも、予算に裏打ちされていない問題でありますから、施政方針にはうたわなかったということでもあります。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

○17番（井本五男君） 重点施策に入っていないから予算計上もしていないと、こういうことでありますけれども、私はこれは我が朝倉市の問題だけじゃない、これは甘木・朝倉広域圏の問題であろうと僕は位置づけするわけですね。今、3分署、朝倉、東部、それから筑前町にあります西部分署、この3つの分署はそれぞれ署員が足りないわけですね。

我々のほうは朝倉本署というのもありますし、それは割かしいいのかなという気はしますけれども、今、救急車の出動が非常に回数が多くなっているわけでありまして、やはり万が一そのときに火災でも発生すれば、消防車1台しか出動がさせられないと、そういうふうな状況下にある中で、私はやはりこの問題については何らかの方法も考えながら、早急に取り組んでいく必要があるのではないのかな。

結局、予算にうたっていないということは、話が進んでいけば、どこかの段階でまた補正が組まれるのかもわかりませんが、ひとつそういうことで、なるべく早くこの問題の解決を見ながら、そして市民、住民が安心して安全に暮らせるような、そういう生活体系をつくるのが、私ども、また行政の役目であろうというふうに考えております。

市長は冷却期間というのが果たしてどこまでいかれるのか、ちょっとわかりませんが、そういうこともしっかりと踏まえていただきながら、そして私は筑前町のほうからこの問題について何もブーイングは起こっていないのかということについて非常に不思議に思っています。

そういうことも考えながら、やはり広域的なことも非常に頭に置いていただきながら、ひとつ今後、よろしく解決の方法を見出させていただきますように、期待をさせていただきますと思います。もう答弁はいいですよ。終わります。

○議長（柴田裕隆君） これをもって通告による施政方針に対する質疑を終了いたします。次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案38件の送付を受けたほか、請願書3件、陳情書1件を受理いたしました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

**○市長（森田俊介君）** 本日、提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、当初予算について12件、補正予算について8件、条例の一部改正及び条例の制定について9件、公の施設の利用に関する協議について1件、工事請負契約の締結について1件、財産の処分について1件、訴えの提起について2件、市道上の事故による損害賠償について1件、市道路線の廃止について1件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について1件、合計38件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、当初予算につきまして説明申し上げます。

第1号議案平成23年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を261億2,300万円とし、対前年度比11億8,300万円、4.7%の増となりました。前年度と比べて大幅な増となっておりますが、これは前年度当初予算が市長選挙の関係で政策的な新規事業を計上しない骨格予算であったため、市長選挙後に行った6月補正後の予算額と比較すると、1億8,693万4,000円、0.7%の増となり、ほぼ同額となっております。

それでは、一般会計の歳入の概要につきまして説明を申し上げますが、前年度当初予算が骨格予算であったため、前年度当初予算とは単純に比較できませんので、6月補正後の予算額と比較して数字を申し上げます。

国が昨年12月に発表した平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度では、平成23年度は社会経済の緩やかな回復が期待される中で、予算、税制等による新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境改善が民間事業に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれるとしています。

朝倉市の個人市民税、大手1社を除いた法人市民税の状況におきましても回復の兆しが見えており、平成22年度の決算見込みから平成23年度の市税を推計したところ、対前年度比3億594万3,000円、4.5%の増となりました。

次に、経常一般財源の中で大きなウエートを占める地方交付税ですが、国が示した平成23年度の地方財政計画では対前年度比2.8%の増となっておりますが、本市においては対前年度比3億9,364万4,000円、5.8%の増となりました。これは、平成23年度の地方財政計画の歳出に地域活性化・雇用等対策費が計上されたことによる国の特別加算がなされたこと、地方交付税の不足分を賄ってきた臨時財政対策債が減額されたこと等によるもので、合併後5年間措置されてきた普通交付税の加算が終了したことによる減額分を差し引いても増額となりました。



このことから、歳入の根幹をなす市税、交付税等の一般財源総額は6億4,631万5,000円、4.4%の増となり、前年度同様に財源補てんとして基金からの繰り入れに頼ることなく予算を編成することができました。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、朝農跡地の取得費、原鶴周辺整備費、有線放送本体機器更新費、杷木庁舎の第1期改修工事費、山田堰展望広場整備事業費等を計上いたしましたが、同報系防災行政無線施設整備事業費、水源の森整備事業費、参議院議員選挙経費等の減により、5億2,530万2,000円、14.0%減の32億3,400万7,000円といたしました。

民生費は、生活保護費及び子ども手当給付費の増により、対前年度比4億5,467万5,000円、5.8%増の82億6,974万6,000円といたしました。また、前年度に引き続いて、小学校就学前の乳幼児に対する医療費の無料化の経費を計上したほか、新たに小学生の入院費に対する助成費用、高齢者、障害者等の見守りネットワーク体制の構築経費、福田学童保育所の開設経費等を盛り込みました。

衛生費は、県南広域水道企業団への出資金の減等により、対前年度比2,740万4,000円、1.1%減の23億9,855万6,000円といたしました。平成22年度では、補正予算で実施した妊婦健診費用の公費負担の経費、子宮頸がんワクチン等の予防接種経費等を当初予算に盛り込みました。

また、昨年度まで実施していました小学生以下の子どもに対するインフルエンザ予防接種の無料化は、1回当たり1,000円の負担をいただくことで、対象を中学生まで拡大しました。これにより削減された事業費は、小学生の入院費助成の財源の一部といたしました。

農林水産業費は、農村環境整備事業費等の減により、対前年度比8,619万円、7.2%減の11億1,351万8,000円といたしました。平成22年12月に策定した朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例第8条に基づき、現在、朝倉市食料・農業・農村基本計画を策定しているところであります。

平成23年度を農業振興の初年度と位置づけ、耕作放棄地対策のための補助金及び規格不ぞろいで市場価値の少ない農産物を加工して製品の材料とする事業に対する補助金を新設するとともに、昨年度に引き続いて荒廃森林再生事業費、上秋月地区ほ場整備事業費、麦作振興事業補助金等を盛り込みました。基本計画を策定した後は、必要に応じ、所要の予算措置を含めて取り組みを推進してまいります。

商工費は、原鶴振興センター、サンライズ杷木の改修経費を計上したため、対前年度比6,150万5,000円、22.7%増の3億3,187万円といたしました。景気の冷え込みに対する中小企業の融資支援事業として、市内の金融機関に預託した資金を利用した朝倉市中小企業者等事業資金の貸付限度額を600万円から1,000万円に拡大すると同時に、融資保証料補給金の額を増額いたしました。

また、県の緊急経済対策資金等を利用する場合の保証料の一部を助成する制度を新たに

設けました。

そのほか、企業誘致につきましては、新たにパンフレット作成経費を計上いたしました。

土木費は、甘木地域の中心市街地整備事業の進捗により事業費が減となったことから、対前年度比3億620万6,000円、7.3%減の38億6,859万6,000円といたしました。

市営住宅松の木団地の建てかえ工事経費、市道山田・黒川線等の市道整備の経費のほか、新たに市道池田・久喜宮線の延伸のための調査費を計上いたしました。

地元施工で行う工事に補助する地域環境整備事業補助金は、国の平成22年度補正予算の中にきめ細かな交付金が設けられましたので、3月補正予算で前年度同様に5,000万円を計上し、繰越明許費を設定することで、平成23年度の事業費の額を確保いたしました。

消防費は対前年度比388万6,000円、0.4%減の9億2,011万8,000円といたしました。小型動力ポンプ及び可搬積載車の購入費、防火水槽の整備費等を盛り込みました。

教育費は対前年度比5億5,867万7,000円、25.3%増の27億6,637万2,000円といたしました。

平成22年度と比較して大幅な増となりましたのは、平成22年度に実施した学校の耐震化及び大規模改修の事業費が平成21年度予算の繰り越し事業であって、平成22年度予算内に含まれていなかったためであり、このほか、小中一貫教育に向けた検討委員会経費のほか、天智天皇が朝倉の地で詠んだとされる歌が百人一首の筆頭札として納められていることから、小中学生に百人一首になれ親しんでいただき、将来は朝倉市での全国大会開催を目指して、市内の小中学校に五色百人一首かるたを配布する経費を計上いたしました。

学校の耐震化事業としましては、小学校では福田、久喜宮、馬田小学校屋内運動場の実施設計及び朝倉東小学校屋内運動場の耐震診断経費を、中学校では南陵中学校屋内運動場の実施設計及び十文字、比良松、杷木中学校舎の耐震診断経費を計上いたしました。また、杷木小学校プールの実実施設計経費、杷木中学校プールの改築工事費等を盛り込みました。

公債費は1億3,829万3,000円の繰り上げ償還金を計上し、対前年度比6,273万8,000円、2.3%増の27億7,212万7,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計につきまして説明を申し上げます。

第2号議案平成23年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比1,365万3,000円、58.0%減の989万9,000円といたしました。

第3号議案平成23年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、対前年度比29万4,000円、4.2%減の666万円といたしました。

第4号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして対前年度比2,412万6,000円、0.3%増の73億1,490万7,000円といたしました。

直営診療施設勘定におきましては、対前年度比87万4,000円、0.3%増の2億8,256万

6,000円といたしました。

平成22年度は朝倉診療所のトイレ改修を行いました。平成23年度は診療所の空調機器の整備等を行うため前年度並みとなりました。

第5号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比1億1,351万1,000円、12.7%減の7億8,140万1,000円といたしました。これは、保険料の減免措置がなされたことにより、広域連合への負担金が減少したことによるものです。

第6号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定におきまして対前年度比4,610万7,000円、0.9%増の50億1,308万1,000円といたしました。一般会計の事業と合わせて高齢者、障害者等弱者に対する見守りネットワーク体制の構築を図ってまいります。

介護サービス事業勘定におきましては、対前年度比20万円、0.8%増の2,444万2,000円といたしました。

第7号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算につきましては、対前年度比1億3,189万5,000円、6.0%減の20億5,402万6,000円といたしました。これは、秋月地区特定環境保全下水道整備が最終年度となり、事業量が減少したためであります。

第8号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比1,744万8,000円、4.7%増の3億8,743万2,000円といたしました。

第9号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比479万8,000円、2.0%増の2億4,707万8,000円といたしました。

第10号議案平成23年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の46万円といたしました。

次に、第11号議案及び第12号議案につきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第11号議案平成23年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間549万立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入1億2,711万2,000円、支出1億1,287万3,000円を計上いたしております。

また、資本的収入及び支出において、収入に1,296万4,000円、支出に4,311万4,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第12号議案平成23年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、事業の予定量として年間231万4,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に4億5,256万3,000円、支出に4億7,133万6,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入に1億6,752万円、支出に2億2,968万8,000円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

次に、第13号議案から第20号議案までの補正予算に関する議案について説明を申し上げます。

第13号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の甘木朝倉ふるさと振興基金の廃止に伴う返還金受け入れ及び、国の平成22年度補正予算できめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金の2つの地域活性化交付金の新設されたこと、その他事業費の確定に伴う補正が主なものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億6,329万8,000円を増額し、予算総額を271億3,152万7,000円といたしました。

第14号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定におきまして、直営診療施設勘定へ繰出金等を補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ970万3,000円を追加し、予算総額を74億1,589万6,000円といたしました。

直営診療施設勘定においては、歳入財源の組み替えでありまして、歳入歳出総額の増減はありません。

第15号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、医療費の減等により歳入歳出それぞれ800万円を減額し、予算総額を350万8,000円といたしました。

第16号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する医療費負担金の減等により、歳入歳出それぞれ1億3,291万6,000円を減額し、予算総額を7億6,163万8,000円といたしました。

第17号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入財源の組み替えでありまして、歳入歳出総額の増減はありません。

第18号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業費の確定による減額等により、歳入歳出それぞれ2,500万円を減額し、予算総額を21億5,616万2,000円といたしました。

第19号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業費の確定による減額等により、歳入歳出それぞれ57万円を減額し、予算総額を3億7,202万6,000円といたしました。

第20号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、合併処理浄化槽の設置工事費の確定等に伴う減により、歳入歳出それぞれ1,470万円を減額し、予算総額を2億1,814万4,000円といたしました。

次に、第21号議案朝倉市まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域審議会の設置期間が平成23年3月31日をもって終了することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市交流コーディネートセンターを廃止するこ

とに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老人保健事業の廃止に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、児童の入院費に係る医療費を助成することに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成23年3月31日限り、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する火葬場の設置及び運営管理に関する事務が廃止されることに伴い、同年4月1日から朝倉市杷木火葬場を設置することに伴い、霊柩車の名称等について規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公益法人制度改革関連三法が施行され、社団法人日本下水道協会の組織が変更されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例の制定につきましては、特定地域の公共交通の確保及び地域住民の福祉の増進を図るため、住民がスクールバスを利用できるようにこの条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市教育支援センター設置条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育関係職員の研修、教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究等を行うため、平成23年4月1日から朝倉市教育支援センターを設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市体育施設条例の制定につきましては、朝倉市体育施設の管理について指定管理者制度の導入を図りたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第30号議案公の施設の利用に関する協議につきましては、平成23年4月1日から設置する朝倉市杷木火葬場を、朝倉郡東峰村に居住する者に市内居住者と同様の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、朝倉市と朝倉郡東峰村との間で協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第31号議案工事請負契約の締結につきましては、(仮称)甘木地域センター新築建築主体工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第32号議案財産の処分につきましては、上げ区に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第32号議案訴えの提起につきましては、過払い金債権の差し押さえについて、第三債務者に差し押さえ債権取立金請求の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第34号議案訴えの提起につきましては、朝倉市住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させるとともに、債務名義を取得し、それによる債権回収を図るため、貸付金返還請求の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第35号議案市道上の事故による損害賠償につきましては、市道上の事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第36号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第37号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第38号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、秋月学童保育所等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ御報告申し上げ、御了承をいただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（柴田裕隆君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） ただいまの市長提案理由説明の中で3ページでございます。下から4行目です。新たに市道池田・久喜宮線とあるものを、市道頓田・久喜宮線と申し上げました。正しくは市道池田・久喜宮線でございますので訂正を申し上げます。

それから6ページでございます。第12号議案の中で、中段のほうですが、支出に4億7,133万6,000円という部分がございます。これを4億7,033万6,000円と申し上げました。正しくは4億7,133万6,000円でございますので訂正を申し上げます。

○議長（柴田裕隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） あとは7ページでございます。第19号議案の3行目ござい

ますが、予算総額を3億7,202万6,000円とあるものを、予算総額を3億7,102万6,000円と申し上げました。正しくは予算総額を3億7,202万6,000円でございますので訂正を申し上げます。

○議長（柴田裕隆君） 次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。20番大内田芳男議員。

（20番大内田芳男君登壇）

○20番（大内田芳男君） 皆さん、こんにちは。ただいまから23請願第1号について理由を申し上げたいと思います。

まず、お手元に、既にもうこの請願理由については皆様配付をいたしておりますのでよく読んでいただきたいと思います。このTPPのいわゆる環太平洋経済連携協定というこれに対する参加をした場合にどうなるか。これは、この朝倉地域にとりましては農業が基幹産業であります。これが締結されますと、この地域の方は大変な打撃を受ける。これは議員の皆様もよく御承知のことだと思っております。ですから、私はこの請願の紹介議員として、まず皆様にこの請願を採択していただき、国のほうに意見書を提出すると、こういうことをお願いしたいものでございます。

理由につきましては、先ほども言いましたように、よくこの請願理由をお読みいただきたいと思います。

それから、若干時間をいただきまして、これ私ごとでございます。20年間議員を務めさせていただきました。そして最後の私のお願いでございます。そういうことで、皆様方とともに甘木市そして朝倉市としてやっていただきましたけれども、今回をもちまして引退をさせていただきます。私の最後のあいさつでございますので、ぜひ採択いただきますようお願い申し上げます。理由の説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

（20番大内田芳男君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

（17番井本五男君登壇）

○17番（井本五男君） それでは、知的障害者昼夜一貫型入所施設の存続を求める意見書の提出を求める請願書についての説明をさせていただきます。

現在、施設の運営は自立支援法で運営されているわけですが、その中で、新体系に移行する、また平成25年度よりこの自立支援法から総合福祉法に移行していく、こういうことも考えられておるわけですが、そのことを踏まえての4項目についての請願をただいまからいたすわけであります。

請願の要旨といたしましては、1番目に、知的障害者の第二の家庭として昼夜一貫型の入所施設の存続をすること。

2番目に、知的障害者を機械的に振り分け、福祉サービスの制限を行う障害程度区分を

即時撤廃し、本人に必要なサービスが受けられる支援制度を早急を実施すること。

3番目に、福祉サービスの日額制は月額制に戻すこと。

4番目に、知識障害者のためのグループホーム、ケアホームは障害年金で暮らせる制度で、建設補助金の増額と支援員の賃金保障と増員をすることです。

以上、請願についての要旨説明については以下のとおりでありまして、この説明に入りますと時間が長くなりますので、議員の皆さん、ひとつ熟読をお願いをいたしたいと思えます。

以上の請願の内容でございますが、何とぞ本請願の趣旨に賛同いただき、採択いただきますようお願いを申し上げて説明を終わります。どうぞよろしくをお願いをいたします。

(17番井本五男君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 2番師岡愛美議員。

(2番師岡愛美君登壇)

○2番(師岡愛美君) 2番議員の師岡でございます。法務局の体制強化及び組織の存続に関する請願について説明をいたします。

請願の趣旨につきましては2点ございまして、1点目が、国の出先機関として法務局の存続について政府並びに関係機関に働きかけていただくことということです。

もう一点は、福岡法務局朝倉支局の行政事務の適切円滑な処理のための体制維持を求める請願書を関係各省庁に提出していただくことの2点でございます。

提案の理由でございますが、御承知のように、政府が進めようとしております地域主権改革では、国の出先機関の原則廃止の方針が掲げられております。法務局の登記事務が地方移管の対象事務にされようとしておりますけれども、その移管先が市町村ということになっております。

法務局朝倉支局すぐこの市役所のそばにあるわけでございますが、ここを訪れる住民の皆さんの半数が相続登記の相談ということになっております。残りの半数が土地の境界に関する事案ということのようでございます。

相続登記のほうは資格者代理人、司法書士などでございますが、こちらの方々に依頼する金銭的な負担を避けるためという傾向があるために、これからも増加するということが推察されているところでございます。そしてまた、土地の境界に関しましては、国や地方自治体の所有地と住民の所有地との境界にかかわる事例を数多く抱えてありまして、中立の立場である法務局の判断による傾向にあるということになっております。

数年来の政府による国家公務員の定数削減計画及び官民競争入札制度の導入によって、全国の法務局の職場では、この10年間で定員の4分の1に当たる2,500名が削減されております。朝倉支局におきましては、当時11名が8名という現体制になっているところでございます。したがって、従来どおりに事務処理が維持できるかどうかということが、法務局では大変懸念をされている状況にあります。



法務局にかかわる行政事務の適正円滑な処理のための体制維持と国の機関として存続し、引き続き住民の皆様の期待にこたえられるような体制確立ということを求められての請願でございます。

この請願人は三者からになっております。意見を聞いてみますと、昭和55年から30年間にわたって、多くの県や地方議会でも法務局等への増員に関する請願が採択され、国会でも連続して全会一致で採択されているという状況があるようでございますが、今日までそのままという状況にあるということでございます。

一つには、土地とか家屋というのは個人の資産でございますし、資格や経験、権限のある立場からの適正な判断であるということが大変重要だというふうに思われます。そしてまた、相談時間、窓口サービスの充実ということが、処理日数に時間が最近はやはりかかるようになったというふうなこともお話を伺っているところでございます。

地方分権、地方主権の時代ではございますけれども、やはり、行き過ぎたこういった地方移管というものはいかななものかという側面もあるわけでございます。

今、国政の状況も少し見えにくいところがございますけれども、はっきりするまでは、やはりこういった部分についてはしっかりと検討いただきまして、請願の趣旨を酌み取りいただきまして、皆様方のこの請願書の採択をよろしく願いをしまして、私の提案を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(2番師岡愛美君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第1号議案については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く21名の皆さんを指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました21名の皆さんを予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後零時20分散会